

「令和4年度奈良市職員メンタルヘルス相談窓口業務委託」の一般競争入札に関する質問回答について

項番	質問事項	回答
1	本事業開始してからの年度毎の委託金額をご教示ください。	新規事業のため、実績はありません。
2	本事業開始してからの年度毎の委託先業者をご教示ください。	新規事業のため、実績はありません。
3	本事業開始してからの年度毎の下記相談件数をご教示ください。 ①電話相談(ご利用いただいた人数と件数) ②メールでの相談(ご利用いただいた人数と件数) ③面談での相談(ご利用いただいた人数と件数)	新規事業のため、実績はありません。
4	本年度(令和5年3月31日まで)の下記想定(予想)件数をご教示ください。 ①電話相談(ご利用いただいた人数と件数) ②メールでの相談(ご利用いただいた人数と件数) ③面談での相談(ご利用いただいた人数と件数) ④オンラインでの相談(ご利用いただいた人数と件数)	新規事業であり実績が無いためあくまで参考数値となりますが、令和2年度で終了した類似事業(専門医による月1回の相談又は電話による相談及び保健師による週1回の相談又は電話による相談)については、令和2年度において面接相談が24件、電話相談が49件ありました。
5	(5)仕様書3対象者で、全ての相談で職員の家族からの相談の場合、奈良市職員の方に関する相談のみ受け、ご家族の方ご自身の相談は対象外との理解で間違いありませんか？	お見込みのとおりです。
6	仕様書5業務内容(1)職員相談窓口の開設アで 相談内容について、身体の健康に関する相談との記載がありますが、メンタル相談以外に、医師や看護師、保健師等の領域の身体の健康に関するご相談もお受けする理解で間違いありませんか？	身体の健康に関する相談も対象としますが、相談内容が医師や看護師、保健師等の判断が必要となる内容である場合は、医療機関などの専門機関を相談者に紹介するなど適宜対応してください。
7	仕様書5業務内容(1)職員相談窓口の開設エ オンライン面談を実施する際、ご相談者側の機器は、ご相談者ご自身で準備いただく運用で問題ないでしょうか？	問題ありませんが、相談者がオンライン面談に必要な機器を準備できない場合は、対面での面談を促すなど適宜対応をしてください。
8	仕様書5業務内容(職員相談窓口の開設)ウ 面談カウンセリングを実施する奈良市内のカウンセリングルームは、業務委託(再委託)でも問題ないでしょうか？	あらかじめ発注者の書面による承諾を受けることで再委託は可能です。この場合においても、プライバシーが確保された個室において相談が可能であることとします。

9	仕様書5業務内容(1)職員相談窓口の開設キ 危機介入した場合、本人の同意の有無に関わらず公的な機関への通報を行います。その場合、契約先への報告は案件内容のみの報告となりますがその運用で問題ないでしょうか？(仕様書(3)相談体制にも記載)	問題ありません。
10	仕様書(2)実施方法 ア電話相談 受付時間を満たしていれば、それ以上(9時～22時年中無休)など相談を受け付けても問題ないでしょうか？	問題ありません。
11	仕様書(2)実施方法 ア電話相談 回数の上限は設けないとありますが、頻回に電話を利用される方は発生した場合は協議可能でしょうか。	当該事象が発生した場合は、協議のうえ個別の対応を検討するものとしします。
12	仕様書(2)実施方法 ア電話相談 受付時間を満たしていれば、それ以上(9時～22時年中無休)など相談を受け付けても問題はないか。	問題ありません。
13	仕様書(2)実施方法イ メール相談ですが、セキュリティの観点から、暗号化されたWEBサイト内でご相談をお受けする運用で問題ないでしょうか？	問題ありませんが、パソコンやスマートフォンなど通常利用が想定される情報機器からのアクセスが常時可能であることを条件とします。
14	仕様書(2)実施方法ウ 面談及びオンライン面談※印一人年間5回以上との記載ですが、5回まで受けられる仕様であれば要件を満たしていますでしょうか？5回以上無制限で利用できるという理解でしょうか？	5回以上無制限で面談を受けることができることを求めるものではありませんので、最低5回は面談を受けることができる仕様であれば要件を満たしているものとしします。
15	仕様書(3)告知物 告知物についてカードタイプ等の紙媒体とありますが、A4サイズの紙媒体のチラシ作成でもよろしいでしょうか？	A4サイズの紙媒体のチラシでも可能とします。
16	・(2)実施手法 ア電話相談について 電話相談窓口は専用回線の設置が必須でしょうか。乗り合い回線でもよろしいでしょうか。	専用回線の設置は必須ではありませんので、乗り合い回線も可能とします。
17	・(2)実施手法 ウ面談及びオンライン面談 ※1人、年間5回以上利用可能とすること について 上記のように記載がございますが、面談数とオンライン面談数の合計が、年間5回以上利用可能という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。